

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 とん税法関係 (関係法令の略称)</p> <p>0-1 この章における関係法令の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1) とん税法（昭和32年3月31日法律第37号）……………法</p> <p>(2) とん税法施行令（昭和32年3月31日政令第48号）…令</p> <p><u>(3) とん税法附則第7項及び特別とん税法附則第3項に規定する国土交通大臣が財務大臣に提供する情報を定める省令（令和2年6月30日財務省令第53号）……………省令</u></p>	<p>第1章 とん税法関係 (関係法令の略称)</p> <p>0-1 この章における関係法令の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1) とん税法（昭和32年3月31日法律第37号）……………法</p> <p>(2) とん税法施行令（昭和32年3月31日政令第48号）…令</p>
<p><u>(特例税率の対象となる船舶の種類)</u></p> <p><u>3-5 法附則第6項に規定する税率（以下、この章において「特例税率」という。）は、同項に規定する外国貿易船（以下、この章において「国際基幹航路船舶」という。）として、船舶種別が「フルコンテナ船」又は「セミコンテナ船」のものにつき適用されることとなるので留意する。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>(特例税率の対象港を港域に含む開港への入港)</u></p> <p><u>3-6 令附則第5項に規定する国際戦略港湾を港域に含む開港への入港については、当該国際戦略港湾に入港する場合（同開港内の他の港から転錨する場合を含む。）に限り、当該開港への入港に係る申告は特例税率の対象となることに留意する。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>(特例税率の適用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>3-7 国際基幹航路船舶に対する特例税率の適用は、省令の規定に基づき国土交通大臣が提供する情報と関税法附則第7項の規定に基づき提出される書面（国際基幹航路届（C-2020））に記載された事項とを対査確認し行うこととする。なお、寄港地の港名の確認にあたっては、国際戦略港湾の港名及び当該国際戦略港湾に入港する前に最後に出港した又は当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港しようとする関税法施行令（昭和29年政令第150号）附則第4項に規定する特定港の港名が、国土交通大臣が提供する情報に含まれる寄港地の港名と一致するか否かについて対査確認を行うこととする。</u></p> <p>(一時納付されたとん税の取扱い)</p> <p><u>3-8 一時納付（特例税率による場合を含む。）されたとん税の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) その一時納付の有効期間内にその一時納付に係る船舶について、次に掲げる事情が生じた場合であっても、その一時納付されたとん税は当該船舶について一時納付されたものとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 船名又は国籍に変更があつた場合 ロ 資格内変した後再び資格外変した場合 ハ 船舶の所有者又は運航者に変更があつた場合 二 当該有効期間内に国際基幹航路船舶となつた場合 ホ 特例税率による一時納付について、国際基幹航路船舶の要件を喪失した後、再び当該要件を満たすこととなつた場合（国際基幹航路船 	
	<p>(一時納付されたとん税の取扱い)</p> <p><u>3-5 一時納付されたとん税の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) その一時納付の有効期間内にその一時納付に係る船舶について、次に掲げる事情が生じた場合であっても、その一時納付されたとん税は当該船舶について一時納付されたものとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 船名又は国籍に変更があつた場合 ロ 資格内変した後再び資格外変した場合 ハ 船舶の所有者又は運航者に変更があつた場合

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>船の要件を喪失した際に特例税率によらない一時納付を行った場合を除く)</u></p> <p>(2) その一時納付の有効期間内にその一時納付に係る船舶について、次に掲げる事情が生じた場合であつても、その一時納付されたとん税は還付しない。 ただし、納付の際に錯誤により一時納付されたものであることが明らかであり、錯誤についてやむを得ない相当な理由があると認められる場合には、還付して差し支えない。</p> <p>イ 資格内変した場合</p> <p>ロ 当該有効期間内における入港回数<u>に入港ごとに納付する場合のとん税の額を乗じた額が、一時納付する場合のとん税の額に満たないこととなつた場合</u></p> <p>ハ <u>特例税率による一時納付について、国際基幹航路船舶の要件を喪失した場合</u></p> <p>三 <u>特例税率によらない一時納付について、国際基幹航路船舶の要件を満たした場合</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(とん税納付申告書)</p> <p>5-2 令第2条第1項《申告書の記載事項》に規定する申告書は、「とん税及び特別とん税納付申告書」(S-1015)（以下「納付申告書」という。）による。</p>	<p>(2) その一時納付の有効期間内にその一時納付に係る船舶について、次に掲げる事情が生じた場合であつても、その一時納付されたとん税は還付しない。 ただし、納付の際に錯誤により一時納付されたものであることが明らかであり、錯誤についてやむを得ない相当な理由があると認められる場合には、還付して差し支えない。</p> <p>イ 資格内変した場合</p> <p>ロ 当該有効期間内における入港回数<u>が、3回に満たないこととなつた場合</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(とん税納付申告書)</p> <p>5-2 令第2条第1項《申告書の記載事項》に規定する申告書は、「とん税及び特別とん税納付申告書」(S-1015)（以下「納付申告書」という。）による。</p>

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>なお、特例税率による申告にあつては、納付申告書に記載された適用税率を修正して行わせるものとする。</u></p>	